

奈良県告示第三百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 畠田藤井線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
202	北葛城郡王寺町本町五丁目六七〇番一先から 北葛城郡王寺町本町五丁目六七三番一先まで	前	九・三 ） 一・二・二	一五・七	
	北葛城郡王寺町畠田四丁目三一五番一先から 北葛城郡王寺町本町五丁目六七三番一先まで	後	一八・七 ） 四四・二	三一七・五	